

社会福祉法人愛隣園 役員・委員等に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人愛隣園役員・委員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償ならびにその支給に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬（以下「報酬」という）の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事長は、年額 3,600,000 円とする
- (2) 理事・監事・評議員の報酬は、勤務一日につき 20,000 円以内とする

(会議出席の職員に対する特例)

第3条 社会福祉法人愛隣園職員に対しては、会議等出席のための報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため出張したときには、費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、施設旅費規程の別表の区分を適用する。

(出張命令)

第5条 役員等の出張は、出張命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、施設職員の例による。

付則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年6月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。